

令和5年3月30日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 前原 正男

衛生統計第二係

(代表番号) 03 (5253) 1111 (内線 7512)

(直通番号) 03 (3595) 2919

令和3年度地域保健・健康増進事業報告の概況

目次

	頁
I 地域保健・健康増進事業報告の概要	1
II 結果の概要	2
地域保健編	
1 母子保健	2
2 健康増進	5
3 歯科保健	5
4 精神保健福祉	6
5 エイズ	7
6 予防接種	8
7 職員の配置状況	9
健康増進編	
1 健康診査	11
2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診	12
3 健康教育	13
4 健康相談	13
5 訪問指導	14
6 がん検診	15
7 肝炎ウイルス検診	17
III 統計表	18
IV 用語の解説	24

令和3年度地域保健・健康増進事業報告の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>)

I 地域保健・健康増進事業報告の概要

1 報告の目的

地域保健・健康増進事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

全国の保健所及び市区町村

3 報告の種類

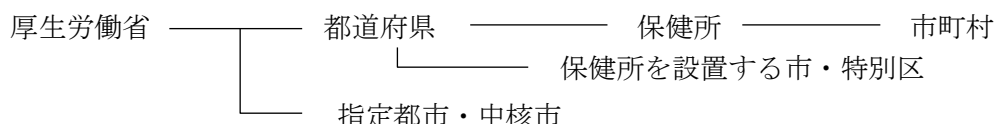
年度報（134表）とする。

4 主な報告事項

- (1) 地域保健事業（地域保健法、母子保健法、予防接種法 等）
母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、職員の配置状況 等
- (2) 健康増進事業（健康増進法第17条第1項及び第19条の2）
健康診査、訪問指導、がん検診 等

5 報告の方法及び系統

- (1) 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに、オンラインにより厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）に報告する。
- (2) 報告の系統は次のとおりである。



6 利用上の注意

- (1) 地域保健・健康増進事業報告の事業の実施主体は、地域保健事業は「保健所」「市区町村」であり、健康増進事業は「市区町村」である。
- (2) 本概況において、「政令市」とは保健所を設置する市、「特別区」とは東京都区部である。
- (3) 本概況の人口10万対の値の算出に用いた人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和4年1月1日現在）」による。
- (4) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・

- (5) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

II 結果の概要

地域保健編

1 母子保健

(1) 妊娠届出の状況

令和3年度に市区町村へ妊娠の届出をした者は831,824人で、妊娠週(月)数別にみると、「満11週以内(第3月以内)」に届出をした者が788,671人(構成割合94.8%)と最も多くなっている(表1、統計表1)。

表1 妊娠週(月)数別妊娠届出者数の年次推移

(単位:人)

		平成29年度 (2017)	構成割合 (%)	30年度 ('18)	構成割合 (%)	令和元年度 ('19)	構成割合 (%)	2年度 ('20)	構成割合 (%)	3年度 ('21)	構成割合 (%)
総 数		986 003	100.0	933 586	100.0	914 183	100.0	867 510	100.0	831 824	100.0
妊 娠 週 (月) 数	満11週以内 (第3月以内)	916 723	93.0	871 297	93.3	854 568	93.5	820 361	94.6	788 671	94.8
	満12～19週 (第4～5月)	52 823	5.4	47 181	5.1	45 318	5.0	36 429	4.2	33 737	4.1
	満20～27週 (第6～7月)	7 138	0.7	6 843	0.7	6 482	0.7	4 952	0.6	4 469	0.5
	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	3 852	0.4	3 833	0.4	3 769	0.4	3 038	0.4	2 612	0.3
	分娩後	2 115	0.2	1 987	0.2	1 940	0.2	1 422	0.2	1 185	0.1
	不 詳	3 352	0.3	2 445	0.3	2 106	0.2	1 308	0.2	1 150	0.1

(2) 妊産婦の健康診査の実施状況

令和3年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」1,058,415人、「産婦」502,874人となっている(表2)。

表2 妊産婦の健康診査の年次推移

(単位:人)

		平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 202 301	1 161 408	1 145 818	1 094 937	1 058 415
	精密健康診査受診実人員	11 322	11 993	10 787	11 795	11 667
産 婦	一般健康診査受診実人員	168 023	335 034	413 541	455 705	502 874
	精密健康診査受診実人員	35	77	74	85	115

(3) 乳幼児の健康診査の実施状況

令和3年度に市区町村が実施した乳児の一般健康診査の受診実人員は、「3～5か月」が807,451人と最も多く、受診率は95.4%となっている(表3)。

令和3年度に市区町村が実施した幼児の一般健康診査の受診実人員は、「1歳6か月」838,719人、「3歳」899,006人となっている。受診率は、「1歳6か月」95.2%、「3歳」94.6%となっている。(表4)

表3 乳児の健康診査の年次推移

(単位:人)

			平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
乳 児	1～2か月	一般健康診査受診実人員	244 765	240 553	229 614	222 648	220 958
		受診率 ¹⁾ (%)	86.4	86.8	87.6	86.1	88.6
		精密健康診査受診実人員	1 278	1 172	1 239	1 245	1 247
	3～5か月	一般健康診査受診実人員	949 973	933 403	856 911	848 634	807 451
		受診率 ¹⁾ (%)	95.5	95.8	95.4	94.0	95.4
		精密健康診査受診実人員	23 784	24 753	23 726	21 863	22 915
	6～8か月	一般健康診査受診実人員	351 519	351 373	336 210	317 587	304 135
		受診率 ¹⁾ (%)	84.0	84.7	86.2	83.7	84.3
		精密健康診査受診実人員	1 415	1 387	1 431	1 294	1 305
	9～12か月	一般健康診査受診実人員	704 262	692 854	663 642	627 726	595 199
		受診率 ¹⁾ (%)	84.2	84.5	85.7	84.3	85.0
		精密健康診査受診実人員	4 856	4 729	4 857	4 065	4 219

注: 1) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

表4 幼児の健康診査の年次推移

(単位:人)

			平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
幼 児	1) 1歳6か月	一般健康診査受診実人員	978 831	952 991	887 583	893 980	838 719
		受診率 ²⁾ (%)	96.2	96.5	95.7	95.2	95.2
		精密健康診査受診実人員	15 445	15 090	14 758	13 716	14 374
	1) 3歳	一般健康診査受診実人員	984 233	996 606	919 593	912 554	899 006
		受診率 ²⁾ (%)	95.2	95.9	94.6	94.5	94.6
		精密健康診査受診実人員	63 144	65 477	66 831	65 030	70 308
	4～6歳	一般健康診査受診実人員	42 710	44 131	45 308	42 330	40 363
		受診率 ²⁾ (%)	81.3	81.8	83.0	81.0	80.5
		精密健康診査受診実人員	2 219	1 494	2 443	2 351	2 562
	その他	一般健康診査受診実人員	57 819	56 466	50 045	41 330	43 713
		精密健康診査受診実人員	1 016	1 292	812	731	819

注: 1) 「1歳6か月」及び「3歳」は法定の健康診査である。

2) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100 (計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

(4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

令和3年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の保健指導の被指導実人員は、「妊婦」813,733人、「産婦」233,304人、「乳児」511,400人、「幼児」695,510人となっている(表5)。

令和3年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の訪問指導の被指導実人員は、「産婦」636,071人が最も多く、次いで「乳児」513,885人となっている(表6)。

表5 妊産婦・乳幼児保健指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
妊 婦	846 905	859 535	870 532	837 299	813 733
産 婦	261 389	284 072	275 900	218 711	233 304
乳 児	713 283	716 731	669 481	495 149	511 400
幼 児	854 627	838 646	804 074	680 151	695 510

表6 妊産婦・乳幼児訪問指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
妊 婦	34 350	39 039	38 367	36 981	34 362
産 婦	732 888	732 955	707 902	648 316	636 071
新生児 ¹⁾	240 517	223 532	210 267	185 893	185 719
未熟児	49 362	47 003	44 940	40 184	40 506
乳 児 ²⁾	582 301	592 874	565 005	532 934	513 885
幼 児	155 148	149 587	144 001	129 398	115 378

注: 1) 「新生児」は未熟児を除く。

2) 「乳児」は新生児・未熟児を除く。

2 健康増進

令和3年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は3,681,496人で、そのうち「栄養指導」が2,379,453人と最も多く、次いで「運動指導」が660,225人となっている(表7)。

指導対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が1,465,525人と多く、「運動指導」では「20歳以上」が624,940人と多くなっている(表8)。

表7 健康増進関係事業の指導内容の年次推移

(単位:人)

	被指導延人員				
	平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
総数	7 492 515	7 795 924	7 213 814	3 496 273	3 681 496
栄養指導	4 874 750	4 980 038	4 567 394	2 210 957	2 379 453
運動指導	1 659 883	1 665 490	1 459 420	662 394	660 225
休養指導	109 682	110 345	121 665	73 110	79 857
禁煙指導	341 901	355 768	373 004	203 983	203 725
その他	506 299	684 283	692 331	345 829	358 236

表8 健康増進関係事業の指導対象区分別の指導内容

(単位:人)

令和3(2021)年度

	被指導延人員				
	総数	妊産婦	乳幼児	20歳未満 ¹⁾	20歳以上 ²⁾
総数	3 681 496	412 556	1 517 489	188 690	1 562 761
栄養指導	2 379 453	189 213	1 465 525	102 315	622 400
運動指導	660 225	27 230	・	8 055	624 940
休養指導	79 857	49 484	・	3 286	27 087
禁煙指導	203 725	88 611	・	42 874	72 240
その他	358 236	58 018	51 964	32 160	216 094

注: 1) 「20歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。

2) 「20歳以上」は妊産婦を除く。

3 歯科保健

令和3年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診」3,008,327人、「保健指導」2,368,289人、「予防処置」1,631,441人、「治療」13,748人となっている(表9)。

表9 歯科健診・保健指導等の年次推移

	被指導等延人員				
	平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
歯科健診・保健指導 ¹⁾	4 969 047	4 874 539	4 593 656	3 548 523	...
歯科健診 ²⁾	3 008 327
保健指導 ²⁾	2 368 289
予防処置	2 077 986	2 127 767	1 972 785	1 143 004	1 631 441
治療	13 285	12 028	13 365	11 283	13 748

注: 訪問によるものを除く。

1) 令和2年度報告までは、「歯科健診」と「保健指導」の双方を同じ人に同じ日に行った場合、又は、どちらか一方を行った場合は1と計上している。

2) 令和3年度報告からは、「歯科健診」と「保健指導」を行った場合、双方に1と計上している。

4 精神保健福祉

令和3年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」841,204人、「デイ・ケア」40,602人、「訪問指導」271,924人、「電話相談」1,607,410人、「メール相談」21,563人となっている（表10）。

「相談」を内容別にみると、「その他」を除き、「社会復帰」が200,997人と最も多くなっている（表11）。

表10 精神保健福祉の相談等の年次推移

(単位:人)

	相談等延人員				
	平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
相談 ¹⁾	892 688	897 236	895 468	825 450	841 204
デイ・ケア	82 712	77 027	64 825	45 194	40 602
訪問指導	348 615	354 721	352 463	310 056	271 924
電話相談	1 518 028	1 578 041	1 584 729	1 696 351	1 607 410
メール相談	18 372	19 026	20 297	20 038	21 563

注: 1) 「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

表11 精神保健福祉の相談内容の年次推移

(単位:人)

		延人員				
		平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
相談 ¹⁾		892 688	897 236	895 468	825 450	841 204
内 容	老人精神保健	43 302	45 070	44 530	40 993	41 792
	社会復帰	248 823	260 962	246 144	200 120	200 997
	アルコール	33 646	35 246	34 353	31 566	29 109
	薬物	6 003	5 854	6 164	5 602	5 768
	ギャンブル	2 817	3 446	3 756	3 171	3 829
	ゲーム	904	1 646	2 215
	思春期	20 666	23 500	22 664	19 100	24 744
	心の健康づくり	137 260	148 885	150 036	139 851	151 870
	うつ・うつ状態	25 591	34 218
	摂食障害	2 816	3 320	2 637	2 702	3 855
	てんかん	4 165	4 692	5 112	5 417	4 919
	その他	393 190	366 261	379 168	349 691	337 888
2) (再掲)	ひきこもり	35 710	37 232	42 211	36 998	40 609
	発達障害	35 825	44 556
	自殺関連	20 697	21 167	23 803	26 070	25 118
	(再掲)自死遺族	1 710	1 435	1 384	1 474	1 699
	犯罪被害	585	602	707	645	475
	災害	1 561	1 482	1 734	1 554	489

注: 1) 「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

2) 「ひきこもり」～「災害」は「老人精神保健」～「その他」の再掲である。

5 エイズ

令和3年度の保健所が受けたエイズに関する相談件数は、「電話相談」21,735件、「来所相談」22,733件となっている。

保健所が実施したHIV抗体スクリーニング検査のための採血件数は38,292件、スクリーニング検査後の確認検査においてHIV抗体反応が陽性であったものは123件となっている。(表12)

表12 エイズに関する相談・検査の年次推移

(単位:件)

		平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
相談件数	電話相談	37 340	41 113	38 881	21 874	21 735
	来所相談	65 158	71 490	71 110	22 149	22 733
HIV抗体検査 のための 採血件数	スクリーニング検査	94 533	107 598	103 082	36 056	38 292
	確認検査 ¹⁾	573	535	440	193	182
	陽性件数	250	243	238	111	123
	陽性であった割合 ²⁾ (%)	0.26	0.23	0.23	0.31	0.32

注: 1) 「確認検査」とは、スクリーニング検査でHIV抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2) 陽性であった割合 = (確認検査の陽性件数 / スクリーニング検査件数) × 100

6 予防接種

令和3年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「インフルエンザ」が20,187,753人となっている(表13)。

表13 定期の予防接種の接種者数の年次推移

(単位:人)

			平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン(DPT)	第1期	初回接種	第1回	226	545	606	107	115
			第2回	222	535	633	98	118
			第3回	237	566	655	110	107
		追加接種		259	333	248	215	262
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド(DT)	第1期	初回接種	第1回	14	15	6	3	9
			第2回	10	6	11	4	8
			追加接種		28	15	26	-
		第2期		816 945	848 832	852 062	914 474	821 763
不活化ポリオワクチン(IPV)	初回接種	第1回	第1回	1 511	486	85	83	99
			第2回	4 922	1 535	161	59	93
			第3回	8 877	2 775	249	89	110
		追加接種		32 340	11 898	1 951	660	549
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン ¹⁾ (DPT-IPV)	第1期	初回接種	第1回	948 790	899 624	881 417	857 069	815 570
			第2回	953 153	906 388	889 081	868 549	816 900
			第3回	956 067	911 094	894 620	877 733	816 248
		追加接種		992 716	941 384	935 162	938 948	834 142
日本脳炎ワクチン	第1期	初回接種	第1回	1 189 376	1 206 295	1 118 488	1 118 107	780 325
			第2回	1 165 250	1 198 094	1 127 566	1 145 747	782 711
			追加接種		1 127 679	1 199 217	1 169 482	1 091 820
		第2期		1 001 971	1 166 513	1 137 460	1 150 454	468 636
ヒブワクチン		第1回	952 806	894 959	875 258	851 081	818 613	
		第2回	944 599	896 345	863 790	872 061	812 750	
		第3回	940 973	896 866	854 881	888 312	811 687	
		第4回	965 721	914 777	866 106	939 313	816 086	
小児用肺炎球菌ワクチン		第1回	953 458	897 159	880 314	847 164	818 397	
		第2回	947 072	899 530	881 497	857 214	813 293	
		第3回	943 657	900 018	883 367	864 177	812 212	
		第4回	963 141	913 985	904 067	903 324	810 692	
ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン ²⁾		第1回	3 347	6 810	17 297	83 735	198 474	
		第2回	2 666	5 746	13 571	61 266	182 463	
		第3回	1 847	4 184	9 701	37 556	139 014	
水痘ワクチン		第1回	973 691	932 471	906 739	893 542	811 920	
		第2回	879 423	855 983	862 389	894 875	789 291	
B型肝炎ワクチン		第1回	944 443	889 559	870 662	845 156	813 711	
		第2回	938 761	891 754	872 752	856 795	809 608	
		第3回	960 881	869 340	854 998	856 720	791 139	
ロタウイルスワクチン ³⁾	1価	第1回	.	.	.	269 916	531 958	
		第2回	.	.	.	223 309	525 541	
	5価	第1回	.	.	.	127 896	266 690	
		第2回	.	.	.	106 074	269 110	
麻しん・風しんワクチン ⁴⁾		第1期	961 342	922 446	902 057	882 689	808 778	
		第2期	989 751	956 935	973 033	968 086	951 195	
		総数	946 852	898 837	879 939	872 292	807 784	
		5月未満	69 591	50 936	46 208	46 622	41 648	
BCGワクチン		5月以上1歳未満	877 261	847 901	833 731	825 670	766 136	
		総数	16 978 015	17 087 513	18 122 888	23 677 920	20 187 753	
		60歳以上65歳未満	27 908	26 237	26 272	33 684	26 406	
インフルエンザワクチン ⁶⁾		65歳以上	16 950 107	17 061 276	18 096 616	23 644 236	20 161 347	
		総数	2 827 741	2 629 122	1 090 503	1 215 202	1 059 846	
		60歳以上65歳未満	8 660	3 410	3 026	3 622	2 010	
		65歳相当	702 223	635 673	589 358	634 982	573 964	
		70歳相当	866 233	812 371	185 404	215 856	151 689	
		75歳相当	548 987	548 840	112 454	111 292	119 298	
		80歳相当	354 924	297 224	82 600	110 703	94 003	
		85歳相当	210 155	193 538	60 152	73 973	60 447	
		90歳相当	98 546	99 676	37 576	44 321	39 188	
成人用肺炎球菌ワクチン ⁵⁾ ⁶⁾		95歳相当	32 283	32 888	14 401	17 175	16 173	
		100歳相当	5 730	5 502	5 532	3 278	3 074	

注: 1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第1期の予防接種は、「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン」を使用する。

2) 「ヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチン」は、令和2年度報告より「子宮頸がん予防ワクチン」から名称変更した。

3) 「ロタウイルスワクチン」は、令和2年10月1日より定期接種が開始された。

4) 「麻しん・風しんワクチン」は、「麻しん風しん混合ワクチン」、「麻しんワクチン」、「風しんワクチン」を合わせたものである。

5) 「成人用肺炎球菌ワクチン」は、令和元年度の「100歳相当」には101歳以上の者も含めて計上している。

「101歳以上」の者への定期接種は令和元年度限りの特例措置である。

6) 年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない場合がある。

7 職員の配置状況

(1) 常勤職員の配置状況

令和3年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「保健師」27,979人が最も多く、次いで「管理栄養士」4,019人、「薬剤師」3,204人、「獣医師」2,457人となっている。

相談員、監視員等（〈再掲〉）をみると、「医療監視員」9,478人が最も多く、次いで「食品衛生監視員」5,761人、「環境衛生監視員」4,898人となっている。（表14）

表14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

（単位：人）

各年度末現在

	令和元年度	2年度	3年度	都道府県が 設置する 保健所	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
	(2019)	('20)	('21)			
合 計	57 207	58 918	60 998	13 742	24 791	22 465
医 師	889	895	898	407	422	69
歯科医師	114	121	121	46	52	23
獣医師	2 420	2 462	2 457	1 187	1 268	2
薬剤師	3 186	3 245	3 204	1 684	1 514	6
理学療法士	146	137	134	19	45	70
作業療法士	100	92	93	22	36	35
歯科衛生士	695	708	718	87	338	293
診療放射線技師	445	448	427	231	182	14
診療エックス線技師	4	3	4	-	3	1
臨床検査技師	677	683	670	475	189	6
衛生検査技師	42	38	36	7	29	-
管理栄養士	3 651	3 984	4 019	707	902	2 410
栄養士	320	325	300	22	42	236
公認心理師	・	90	119	2	48	69
保健師	26 912	27 298	27 979	3 905	8 737	15 337
助産師	194	231	272	15	79	178
看護師	686	740	805	77	220	508
准看護師	85	72	70	1	1	68
その他	16 641	17 346	18 672	4 848	10 684	3 140
〈再 掲〉 ²⁾						
精神保健福祉士	804	833	772	272	346	154
精神保健福祉相談員	1 263	1 169	1 150	615	516	19
栄養指導員	1 161	1 153	1 164	640	523	1
食品衛生監視員	5 649	5 633	5 761	2 823	2 938	-
環境衛生監視員	5 019	4 927	4 898	2 696	2 202	-
医療監視員	9 286	9 338	9 478	6 478	3 000	-

注：1) 「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2) 「精神保健福祉士～医療監視員」は、「医師～その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の配置状況

令和3年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を人口10万人あたりで見ると、「全国」では22.2人で、都道府県別にみると、「島根県」が47.9人と最も多く、次いで「高知県」44.0人、「和歌山県」39.2人となっている（表15、図1、統計表2）。

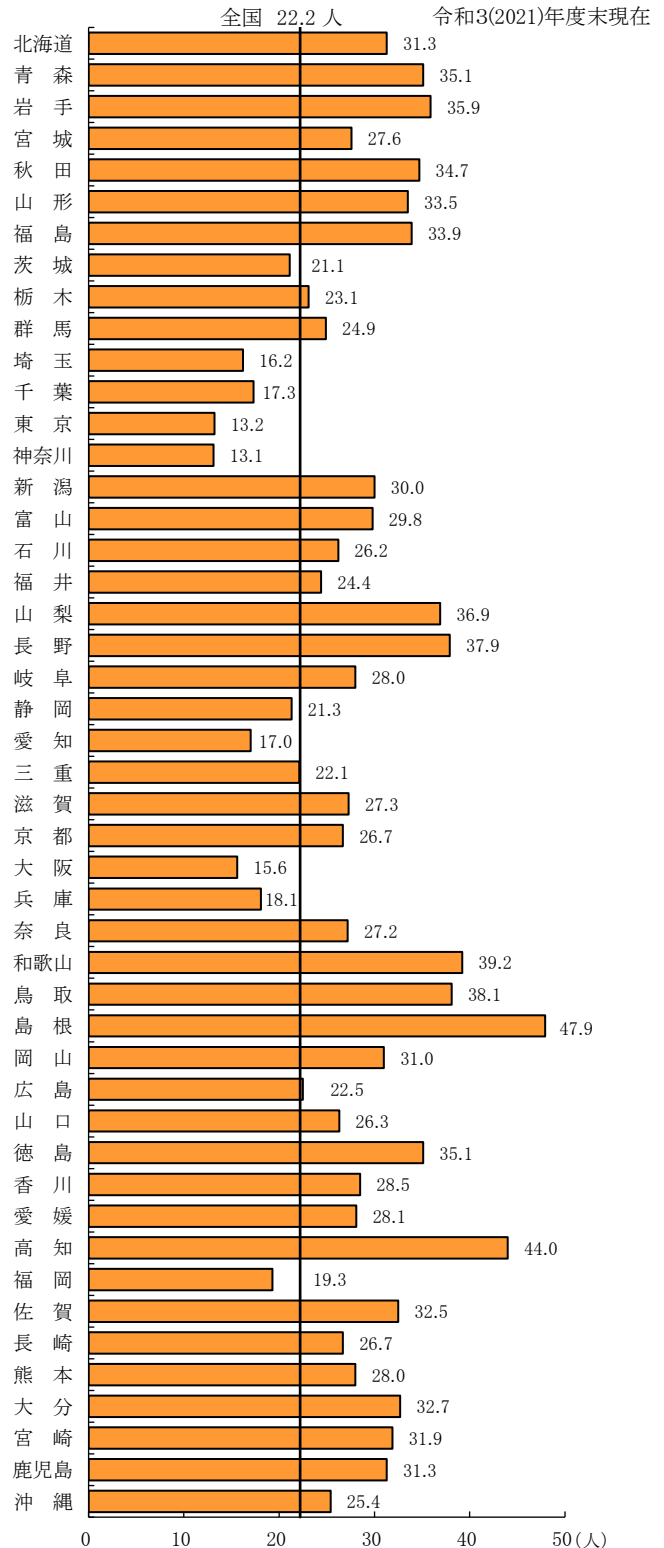
表15 都道府県別にみた常勤保健師数

(単位:人) 令和3(2021)年度末現在

	常勤保健師数	常勤保健師数 ¹⁾ (人口10万対)		
		総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	27 979	22.2	14.3	29.7
北 海 道	1 623	31.3	12.3	51.1
青 森	436	35.1	18.7	46.1
岩 手	433	35.9	15.8	42.1
宮 城	627	27.6	17.4	36.7
秋 田	332	34.7	16.5	43.1
山 形	354	33.5	14.9	39.0
福 島	624	33.9	19.3	48.1
茨 城	611	21.1	12.5	22.0
栃 木	448	23.1	15.2	25.9
群 馬	484	24.9	19.0	28.2
埼 玉	1 193	16.2	13.3	17.7
千 葉	1 090	17.3	12.8	19.4
東 京	1 826	13.2	12.8	14.8
神 奈 川	1 211	13.1	11.5	18.5
新 潟	657	30.0	18.7	36.3
富 山	309	29.8	21.9	35.0
石 川	295	26.2	15.2	33.6
福 井	187	24.4	13.5	29.9
山 梨	301	36.9	18.3	42.4
長 野	780	37.9	21.9	44.7
岐 阜	559	28.0	21.0	29.8
静 岡	780	21.3	16.6	24.6
愛 知	1 277	17.0	12.6	21.6
三 重	395	22.1	11.9	24.3
滋 賀	387	27.3	13.7	31.7
京 都	671	26.7	21.2	33.5
大 阪	1 377	15.6	13.5	20.4
兵 庫	995	18.1	13.5	25.0
奈 良	363	27.2	12.7	32.4
和 歌 山	367	39.2	16.5	53.6
鳥 取	210	38.1	29.3	42.5
島 根	319	47.9	27.1	56.8
岡 山	583	31.0	19.6	50.5
広 島	628	22.5	16.1	35.5
山 口	352	26.3	18.9	28.0
徳 島	255	35.1	・	35.1
香 川	275	28.5	16.3	38.1
愛 媛	377	28.1	10.3	39.0
高 知	305	44.0	15.2	69.0
福 岡	984	19.3	13.7	26.0
佐 賀	264	32.5	・	32.5
長 崎	353	26.7	16.8	36.4
熊 本	489	28.0	13.4	38.5
大 分	370	32.7	19.1	42.7
宮 崎	344	31.9	16.5	41.0
鹿 児 島	502	31.3	14.8	41.1
沖 縄	377	25.4	14.1	28.4

注:1)「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和4年1月1日現在)」により算出した。

図1 都道府県別にみた常勤保健師数(人口10万対)



注:「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和4年1月1日現在)」により算出した。

健康増進編

1 健康診査

令和3年度に市区町村が実施した健康診査の受診者数は119,621人で、男56,978人、女62,643人となっている(表1)。

検査結果の状況をみると、「糖尿病個別健康教育対象者(ア)」40,260人、「高血圧症個別健康教育対象者(イ)」34,985人などとなっている(表2)。

表1 性別にみた健康診査における受診者数の年次推移

(単位:人)

	平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
総数	121 827	122 577	125 187	114 415	119 621
男	57 484	57 997	59 392	54 351	56 978
女	64 343	64 580	65 795	60 064	62 643

注:1 老人保健法に基づき市区町村が実施していた基本健康診査は、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査と、健康増進法に基づき市区町村が実施する健康診査に分かれた。本報告では市区町村が実施した健康診査について計上している。

2 健康診査の受診者数は、「健康診査」、「訪問健康診査」及び「介護家族訪問健康診査」の受診者数の合計である。

表2 性別にみた健康診査における検査結果の状況

(単位:人)

令和3(2021)年度

	受診者数	検査結果								
		血圧		脂質異常		糖尿病		貧血 (疑いを含む。)	肝疾患 (疑いを含む。)	腎機能障害 (疑いを含む。)
		高血圧症 個別健康教育 対象者(ア)	高血圧症 個別健康教育 対象者(イ)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(ア)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(イ)	糖尿病 個別健康教育 対象者(ア)	糖尿病 個別健康教育 対象者(イ)			
総数	119 621	12 898	34 985	23 040	31 896	40 260	15 969	17 558	18 208	22 052
男	56 978	6 093	17 710	11 652	14 868	18 824	9 027	8 367	10 898	10 582
女	62 643	6 805	17 275	11 388	17 028	21 436	6 942	9 191	7 310	11 470
		受診者数に占める割合(%)								
総数	100.0	10.8	29.2	19.3	26.7	33.7	13.3	14.7	15.2	18.4
男	100.0	10.7	31.1	20.4	26.1	33.0	15.8	14.7	19.1	18.6
女	100.0	10.9	27.6	18.2	27.2	34.2	11.1	14.7	11.7	18.3

注:「個別健康教育対象者(ア)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者を行い、「個別健康教育対象者(イ)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者をいう。

2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診

令和3年度に市区町村が実施した歯周疾患検診の受診者数は352,991人、骨粗鬆症検診の受診者数は292,322人となっている。

受診者数に占める各指導区分の割合をみると、「要精検者」は歯周疾患検診66.5%、骨粗鬆症検診15.4%となっている。(表3)

令和3年度の市区町村における検診実施率は、歯周疾患検診79.4%、骨粗鬆症検診61.5%となっている(表4)。

表3 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施状況

(単位:人)

令和3(2021)年度

		受診者数 ¹⁾	指 導 区 分					
			要精検者	受診者数に占める割合(%)	要指導者	受診者数に占める割合(%)	異常認めず	受診者数に占める割合(%)
歯周疾患検診	総 数	352 991	234 796	66.5	81 298	23.0	36 785	10.4
	40 歳	80 645	49 880	61.9	21 672	26.9	9 051	11.2
	50 歳	90 933	59 026	64.9	22 700	25.0	9 187	10.1
	60 歳	82 352	56 165	68.2	18 090	22.0	8 081	9.8
	70 歳	99 061	69 725	70.4	18 836	19.0	10 466	10.6
骨粗鬆症検診 ²⁾	総 数	292 322	45 018	15.4	80 287	27.5	166 906	57.1
	40 歳	30 981	630	2.0	3 780	12.2	26 571	85.8
	45 歳	28 545	666	2.3	3 501	12.3	24 378	85.4
	50 歳	42 017	1 490	3.5	6 254	14.9	34 273	81.6
	55 歳	33 940	3 086	9.1	8 336	24.6	22 517	66.3
	60 歳	43 852	7 415	16.9	15 205	34.7	21 232	48.4
	65 歳	48 937	11 770	24.1	18 773	38.4	18 393	37.6
70 歳	64 050	19 961	31.2	24 438	38.2	19 542	30.5	

注：1) 指導区分の計数が不詳の市区町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない。

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

表4 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施市区町村数及び検診実施率の年次推移

	歯周疾患検診					骨粗鬆症検診 ³⁾				
	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
	(2017)	('18)	('19)	('20)	('21)	(2017)	('18)	('19)	('20)	('21)
実施市区町村数	1 181	1 261	1 337	1 307	1 379	1 085	1 087	1 081	1 033	1 069
検診実施率 ¹⁾ (%)	68.0	72.6	77.0	75.2	79.4	62.5	62.6	62.2	59.5	61.5
全国市区町村数 ²⁾	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737

注：1) 検診実施率=(実施市区町村数/全国市区町村数)×100

2) 「全国市区町村数」のうち、高知県安芸郡奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村については、中芸広域連合として数えたものである。

3) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

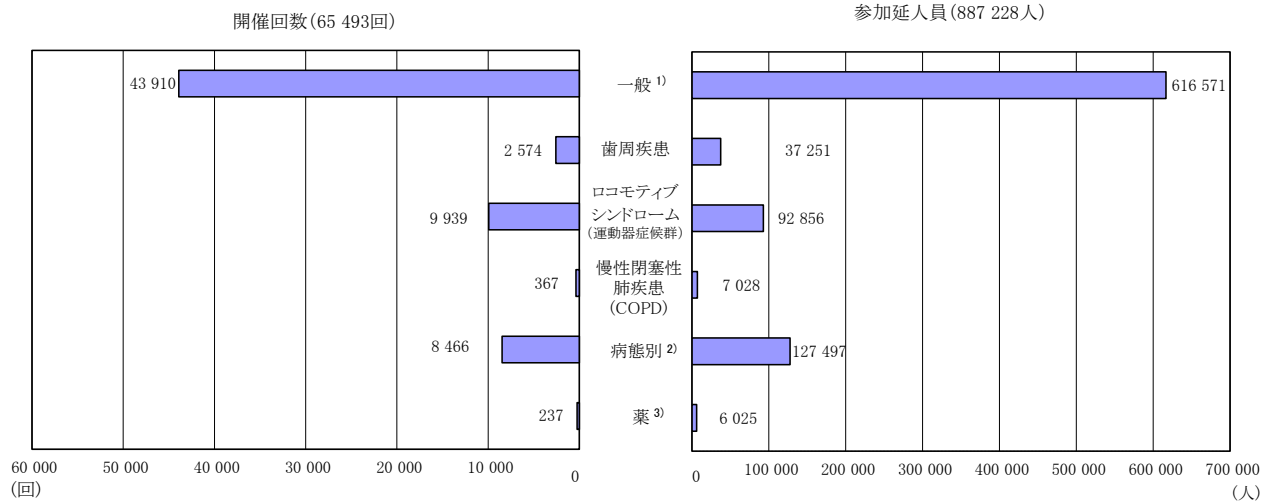
3 健康教育

令和3年度に市区町村が実施した集団健康教育の開催回数は 65,493 回、参加延人員は 887,228 人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「一般」が最も多くなっている。(図1)

図1 集団健康教育の実施状況

令和3(2021)年度



注：1)「一般」とは、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方等健康に必要な事項の教育をいう。

2)「病態別」とは、肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成についての教育をいう。

3)「薬」とは、薬の保管、適正な服用方法等に関する留意事項、薬の作用・副作用の発現に関する知識の教育をいう。

4 健康相談

令和3年度に市区町村が実施した健康相談の被指導延人員は 652,087 人であり、そのうち重点健康相談は 207,009 人となっている。

重点健康相談を内容別にみると、「病態別」が 66,203 人と最も多くなっている。(表5)

表5 健康相談の年次推移

(単位:人)

		被指導延人員				
		平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
総	数	1 239 899	1 171 722	1 109 938	601 991	652 087
重点 健康 相談	総	456 955	424 630	402 721	194 112	207 009
	高	72 065	63 707	63 210	34 597	37 077
	脂	23 033	21 315	20 441	12 839	13 031
	糖	34 204	34 361	35 868	19 970	19 519
	歯	73 050	68 835	65 447	20 057	26 242
	骨	93 220	85 777	76 305	30 183	31 927
	女	21 795	18 390	18 916	12 547	13 010
	病	139 588	132 245	122 534	63 919	66 203
総	合	782 944	747 092	707 217	407 879	445 078

注:1)「病態別」とは、重点健康相談の「高血圧」から「女性の健康」を除く、肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等をいう。

5 訪問指導

令和3年度に市区町村が実施した訪問指導の被訪問指導実人員は113,720人となっており、訪問指導の対象者別にみると、「要指導者等」が71,647人(63.0%)と最も多くなっている(表6、図2)。

表6 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員の年次推移

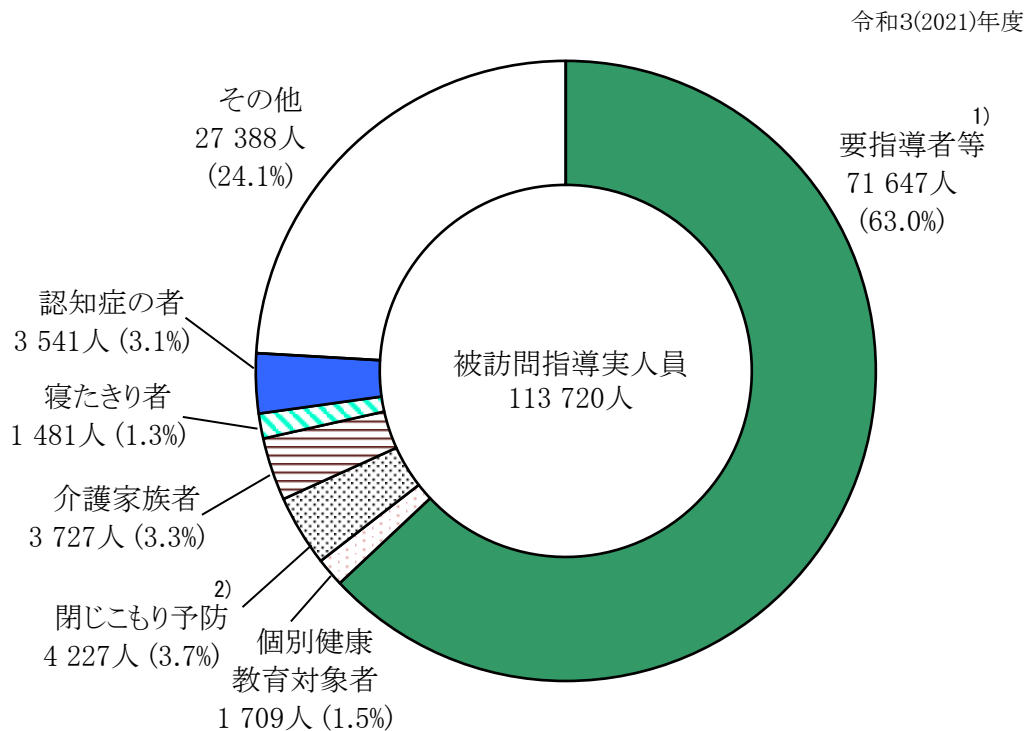
(単位:人)

	平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
総数	189 186	194 002	178 728	122 853	113 720
要指導者等 ¹⁾	121 242	118 098	108 128	72 570	71 647
個別健康教育対象者	2 904	2 527	2 433	1 571	1 709
閉じこもり予防 ²⁾	5 825	5 113	5 335	4 649	4 227
介護家族者	5 594	5 111	4 935	4 248	3 727
寝たきり者	2 588	2 138	1 794	1 508	1 481
認知症の者	4 235	4 399	3 659	3 311	3 541
その他	46 798	56 616	52 444	34 996	27 388

注: 1) 「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2) 「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

図2 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員



注: 1) 「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2) 「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

6 がん検診

(1) がん検診の受診者数及び受診率

令和3年度に市区町村が実施したがん検診の受診率は、「胃がん」6.5%、「肺がん」6.0%、「大腸がん」7.0%、「子宮頸がん」15.4%、「乳がん」15.4%となっている（表7、統計表3）。

表7 がん検診受診者数及び受診率の年次推移

(単位:人)

		平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
胃がん	受診者数	1 862 265	1 766 448	1 643 782	1 238 125	1 442 990
	受診率 ¹⁾ (%)	8.4	8.1	7.8	7.0	6.5
肺がん	受診者数	3 881 044	3 686 194	3 469 659	2 767 645	3 038 779
	受診率 ¹⁾ (%)	7.4	7.1	6.8	5.5	6.0
大腸がん	受診者数	4 391 031	4 181 664	3 962 860	3 312 944	3 528 729
	受診率 ¹⁾ (%)	8.4	8.1	7.7	6.5	7.0
子宮頸がん	受診者数	3 693 850	3 632 852	3 548 256	3 205 650	3 459 578
	受診率 ¹⁾ (%)	16.3	16.0	15.7	15.2	15.4
乳がん	受診者数	2 433 671	2 412 810	2 344 305	1 947 967	2 209 074
	受診率 ¹⁾ (%)	17.4	17.2	17.0	15.6	15.4

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診者数」及び「受診率」については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

(2) がん検診受診率の状況

令和3年度の市区町村のがん検診受診率の状況をみると、がん検診受診率が「0～10%未満」と低い市区町村数は、「胃がん」が1,034（全国市区町村数に占める割合59.5%）と最も多く、次いで「肺がん」が1,015（同58.4%）となっている（表8、図3）。

表8 市区町村におけるがん検診受診率の状況

令和3(2021)年度

	全国 ¹⁾ 市区町村数	がん検診受診率別市区町村数					
		0～10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～40%未満	40～50%未満	50%以上
胃がん	1 737	1 034	559	89	15	2	2
肺がん	1 737	1 015	582	110	19	2	5
大腸がん	1 737	941	667	114	8	3	1
子宮頸がん	1 737	197	927	475	95	14	8
乳がん	1 737	107	796	565	190	39	17

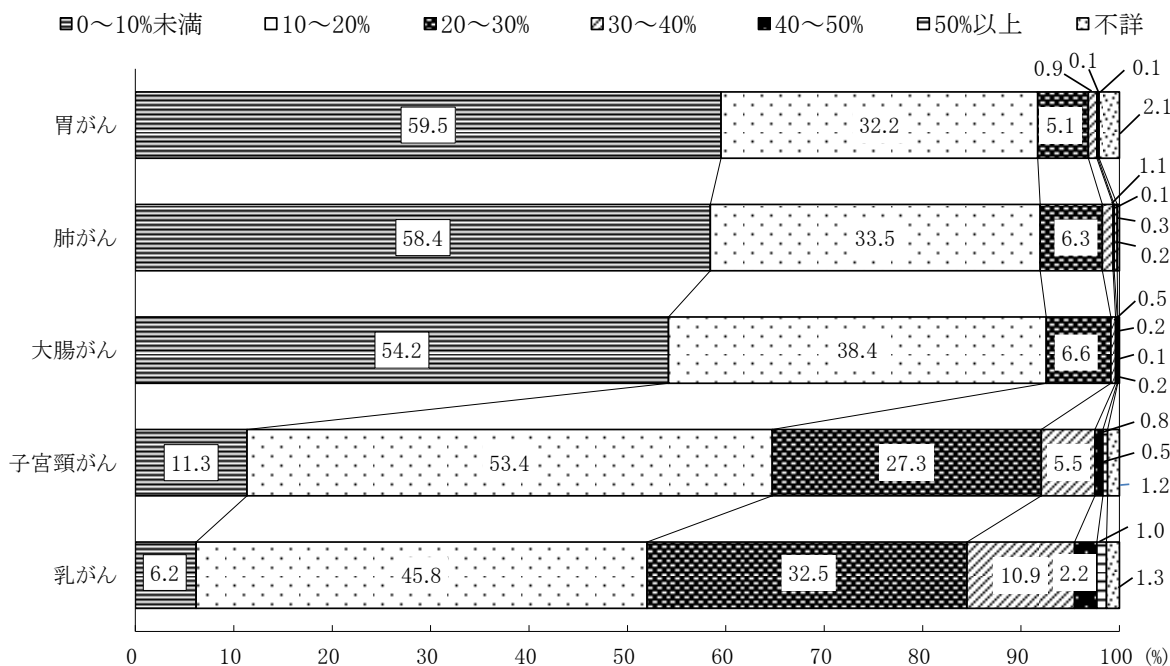
注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」28頁「がん検診受診率」参照。

1) 「全国市区町村数」にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

なお、「全国市区町村数」のうち、高知県安芸郡奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村については、中芸広域連合として数えたものである。

図3 市区町村におけるがん検診受診率の状況

令和3(2021)年度



注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」28頁「がん検診受診率」参照。

(3) 令和2年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

令和2年度に市区町村が実施したがん検診における要精密検査者のうち、がんであった者数のがん検診受診者数に対する割合は、「胃がん」0.11%、「肺がん」0.03%、「大腸がん」0.16%、「子宮頸がん」0.03%、「乳がん」0.31%となっている（表9）。

表9 令和2年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

(単位:人)

令和2(2020)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
がん検診受診者数 ¹⁾	1 237 707	2 773 789	3 316 896	3 215 945	1 947 300
要精密検査者数 ¹⁾	75 437	42 396	200 742	79 358	122 855
精密検査受診率 ²⁾ (%)	84.4	82.7	70.2	76.6	89.8
がん検診受診者数に対する割合 (%)	6.09	1.53	6.05	2.47	6.31
がんであった者数 ¹⁾	1 417	738	5 210	836	5 993
がん検診受診者数に対する割合 (%)	0.11	0.03	0.16	0.03	0.31
要精密検査者数に対する割合 (%)	1.88	1.74	2.60	1.05	4.88
精密検査未受診者数 ¹⁾	4 519	2 562	25 992	4 571	3 504
精密検査未受診率 ²⁾ (%)	6.0	6.0	12.9	5.8	2.9
精密検査未把握者数 ¹⁾	7 284	4 804	33 731	14 016	8 993
精密検査未把握率 ²⁾ (%)	9.7	11.3	16.8	17.6	7.3

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

1) がん検診受診者数については令和2年度受診者を令和3年度報告で改めて把握したものである。また、令和3年度に精密検査を受診し、結果が判明した者についても含めている。

2) 率の算出に当たっては、「精密検査未受診者数」及び「精密検査未把握者数」の計数が不詳の市区町村を除いた値である。「精密検査受診率」、「精密検査未受診率」及び「精密検査未把握率」については、「IV 用語の解説」28頁参照。

7 肝炎ウイルス検診

令和3年度に市区町村が実施した肝炎ウイルス検診の受診者数は、「B型肝炎ウイルス検診」608,912人、「C型肝炎ウイルス検診」609,316人となっている。

B型肝炎ウイルス検診において「陽性」と判定された者は3,370人、C型肝炎ウイルス検診において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者は1,185人となっている。(表10)

令和3年度に市町村が実施した肝炎ウイルスに関する健康教育の開催回数は361回、参加延人員は5,180人、健康相談の開催回数は1,307回、参加延人員は4,847人となっている(表11)。

表10 肝炎ウイルス検診の実施状況

(単位:人)

令和3(2021)年度

	B型肝炎ウイルス検診		C型肝炎ウイルス検診	
	受診者数	「陽性」と判定された者	受診者数	「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
総数	608 912	3 370	609 316	1 185
40歳	75 113	171	75 221	35
41～44歳	54 595	181	54 685	42
45～49歳	59 706	244	59 808	59
50～54歳	63 462	273	63 585	78
55～59歳	52 649	275	52 737	114
60～64歳	69 100	412	69 169	144
65～69歳	89 487	613	89 427	194
70～74歳	80 706	711	80 614	227
75～79歳	34 308	299	34 280	105
80歳以上	29 786	191	29 790	187

表11 肝炎ウイルスに関する健康教育・健康相談の実施状況の年次推移

		平成29年度 (2017)	30年度 ('18)	令和元年度 ('19)	2年度 ('20)	3年度 ('21)
健康教育	開催回数 (回)	992	779	727	337	361
	参加延人員(人)	42 942	36 443	17 340	5 797	5 180
健康相談	開催回数 (回)	1 961	1 833	1 784	1 387	1 307
	参加延人員(人)	9 758	10 355	9 133	6 330	4 847

Ⅲ 統 計 表

- 統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況
- 統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数
- 統計表 3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみた
がん検診の実施状況（3-1、3-2、3-3）

統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況

(単位:人)

令和3(2021)年度

	総 数						
	満11週以内 (第3月以内)	満12～19週 (第4～5月)	満20～27週 (第6～7月)	満28週～分娩まで (第8月～分娩まで)	分娩後	不詳	
全 国	831 824	788 671	33 737	4 469	2 612	1 185	1 150
北 海 道	27 951	26 613	980	182	115	42	19
青 森	6 106	5 697	323	48	27	11	-
岩 手	6 059	5 710	277	45	20	7	-
宮 城	13 552	12 593	802	84	49	21	3
秋 田	4 151	3 959	143	26	13	9	1
山 形	5 765	5 284	429	28	16	8	-
福 島	10 120	9 375	599	66	55	19	6
茨 城	17 307	16 454	630	120	81	19	3
栃 木	11 412	10 937	317	75	51	20	12
群 馬	11 818	11 108	598	60	46	4	2
埼 玉	47 315	44 850	1 786	218	117	138	206
千 葉	40 133	38 253	1 453	207	132	57	31
東 京	103 621	98 914	3 422	541	307	196	241
神 奈 川	62 862	60 265	1 815	272	163	215	132
新 潟	12 262	11 833	355	46	21	6	1
富 山	6 340	6 030	270	31	6	3	-
石 川	7 339	7 096	196	24	21	2	-
福 井	5 171	4 938	175	22	17	4	15
山 梨	5 105	4 789	256	33	9	15	3
長 野	12 801	12 231	409	79	57	10	15
岐 阜	11 991	11 259	629	66	25	9	3
静 岡	22 022	20 696	1 145	113	48	17	3
愛 知	55 926	53 410	1 935	275	170	134	2
三 重	11 333	10 643	544	56	24	7	59
滋 賀	10 412	10 064	283	42	18	1	4
京 都	16 201	15 425	501	105	91	4	75
大 阪	62 802	60 352	1 786	297	204	44	119
兵 庫	36 150	34 471	1 355	175	90	27	32
奈 良	7 855	7 511	199	68	48	5	24
和 歌 山	5 438	5 227	152	30	21	4	4
鳥 取	3 619	3 403	198	10	6	2	-
島 根	4 295	3 920	338	17	11	2	7
岡 山	13 340	12 713	494	64	45	10	14
広 島	18 797	17 976	653	94	43	22	9
山 口	8 078	7 786	237	38	14	3	-
徳 島	4 328	4 160	129	19	11	3	6
香 川	6 043	5 664	332	25	15	3	4
愛 媛	7 818	7 184	574	33	23	4	-
高 知	3 848	3 647	173	12	13	2	1
福 岡	37 788	34 675	2 657	252	116	22	66
佐 賀	5 669	5 096	517	26	27	3	-
長 崎	8 593	8 103	402	56	24	6	2
熊 本	12 465	11 764	553	86	53	8	1
大 分	7 101	6 670	365	39	23	3	1
宮 崎	7 372	6 841	457	49	16	7	2
鹿 児 島	11 006	10 189	682	82	43	10	-
沖 縄	14 344	12 893	1 212	133	67	17	22

統計表2 都道府県別にみた常勤保健師数

令和3(2021)年度末現在

	常勤保健師数(人)			常勤保健師数(人口10万対)			人口(人) ¹⁾		
	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	27 979	8 737	19 242	22.2	14.3	29.7	125 927 902	61 215 892	64 712 010
北 海 道	1 623	326	1 297	31.3	12.3	51.1	5 183 687	2 647 160	2 536 527
青 森	436	93	343	35.1	18.7	46.1	1 243 081	498 533	744 548
岩 手	433	45	388	35.9	15.8	42.1	1 206 479	285 270	921 209
宮 城	627	185	442	27.6	17.4	36.7	2 268 355	1 065 365	1 202 990
秋 田	332	50	282	34.7	16.5	43.1	956 836	303 122	653 714
山 形	354	36	318	33.5	14.9	39.0	1 056 682	242 284	814 398
福 島	624	175	449	33.9	19.3	48.1	1 841 244	907 963	933 281
茨 城	611	34	577	21.1	12.5	22.0	2 890 377	271 156	2 619 221
栃 木	448	79	369	23.1	15.2	25.9	1 942 494	519 136	1 423 358
群 馬	484	134	350	24.9	19.0	28.2	1 943 667	704 069	1 239 598
埼 玉	1 193	351	842	16.2	13.3	17.7	7 385 848	2 636 053	4 749 795
千 葉	1 090	262	828	17.3	12.8	19.4	6 310 875	2 053 313	4 257 562
東 京	1 826	1 341	485	13.2	12.8	14.8	13 794 933	10 515 015	3 279 918
神 奈 川	1 211	815	396	13.1	11.5	18.5	9 215 210	7 079 017	2 136 193
新 潟	657	146	511	30.0	18.7	36.3	2 188 469	779 613	1 408 856
富 山	309	90	219	29.8	21.9	35.0	1 037 319	411 222	626 097
石 川	295	68	227	26.2	15.2	33.6	1 124 501	448 702	675 799
福 井	187	35	152	24.4	13.5	29.9	767 561	259 642	507 919
山 梨	301	34	267	36.9	18.3	42.4	816 340	186 249	630 091
長 野	780	133	647	37.9	21.9	44.7	2 056 970	608 619	1 448 351
岐 阜	559	85	474	28.0	21.0	29.8	1 996 682	404 304	1 592 378
静 岡	780	246	534	21.3	16.6	24.6	3 658 375	1 484 850	2 173 525
愛 知	1 277	484	793	17.0	12.6	21.6	7 528 519	3 852 994	3 675 525
三 重	395	37	358	22.1	11.9	24.3	1 784 968	309 825	1 475 143
滋 賀	387	47	340	27.3	13.7	31.7	1 415 222	344 247	1 070 975
京 都	671	295	376	26.7	21.2	33.5	2 511 494	1 388 807	1 122 687
大 阪	1 377	819	558	15.6	13.5	20.4	8 800 753	6 068 651	2 732 102
兵 庫	995	446	549	18.1	13.5	25.0	5 488 605	3 296 952	2 191 653
奈 良	363	45	318	27.2	12.7	32.4	1 335 378	353 158	982 220
和 歌 山	367	60	307	39.2	16.5	53.6	935 084	362 662	572 422
鳥 取	210	54	156	38.1	29.3	42.5	551 806	184 557	367 249
島 根	319	54	265	47.9	27.1	56.8	666 331	199 432	466 899
岡 山	583	232	351	31.0	19.6	50.5	1 879 280	1 184 348	694 932
広 島	628	300	328	22.5	16.1	35.5	2 788 687	1 865 481	923 206
山 口	352	48	304	26.3	18.9	28.0	1 340 458	253 996	1 086 462
徳 島	255	・	255	35.1	・	35.1	726 729	・	726 729
香 川	275	69	206	28.5	16.3	38.1	964 885	424 414	540 471
愛 媛	377	52	325	28.1	10.3	39.0	1 341 539	507 211	834 328
高 知	305	49	256	44.0	15.2	69.0	693 369	322 526	370 843
福 岡	984	385	599	19.3	13.7	26.0	5 108 507	2 807 903	2 300 604
佐 賀	264	・	264	32.5	・	32.5	812 193	・	812 193
長 崎	353	109	244	26.7	16.8	36.4	1 320 055	649 190	670 865
熊 本	489	98	391	28.0	13.4	38.5	1 747 513	731 722	1 015 791
大 分	370	91	279	32.7	19.1	42.7	1 131 140	477 584	653 556
宮 崎	344	66	278	31.9	16.5	41.0	1 078 313	400 918	677 395
鹿 児 島	502	89	413	31.3	14.8	41.1	1 605 419	600 318	1 005 101
沖 縄	377	45	332	25.4	14.1	28.4	1 485 670	318 339	1 167 331

注：1)人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和4年1月1日現在)」である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況(3-1)

令和3(2021)年度

			受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
			胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
全	国		1 442 990	3 038 779	3 528 729	3 459 578	2 209 074	6.5	6.0	7.0	15.4	15.4
北	海	道	46 332	85 832	101 982	140 290	81 663	4.9	4.0	4.8	16.3	13.7
青		森	32 176	45 118	60 366	37 866	26 621	12.6	8.6	11.5	17.9	18.8
岩		手	29 493	53 375	55 668	33 978	29 634	11.5	11.0	11.4	17.0	22.9
宮		城	50 239	98 856	105 643	103 278	60 426	11.6	10.8	11.5	21.6	24.8
秋		田	15 831	25 864	38 606	19 987	17 134	6.9	6.5	9.7	12.1	14.1
山		形	34 020	64 694	62 630	37 336	29 547	15.5	15.3	14.8	18.5	22.6
福		島	42 860	80 660	74 671	48 477	36 146	12.0	10.8	9.9	16.3	17.9
茨		城	26 905	82 252	77 897	79 215	46 785	4.7	7.0	6.7	12.6	13.8
栃		木	36 449	75 723	80 654	67 973	53 747	9.4	9.5	10.2	17.3	19.6
群		馬	37 442	66 062	67 237	72 300	44 889	9.7	8.5	8.6	18.0	18.4
埼		玉	81 905	167 161	200 786	179 386	111 006	6.3	5.6	6.7	13.5	13.2
千		葉	63 655	193 261	197 937	201 914	145 953	5.7	7.6	7.8	16.7	18.9
東		京	135 068	267 575	435 147	359 894	238 995	6.2	4.7	7.8	14.2	16.0
神	奈	川	66 072	162 788	181 136	234 733	108 916	4.4	4.3	4.8	14.8	10.7
新		潟	40 640	69 873	79 292	49 748	44 867	9.7	7.9	9.0	14.5	18.4
富		山	14 538	28 272	26 368	24 438	17 563	8.4	6.9	6.4	13.6	13.7
石		川	20 139	32 697	32 570	32 415	22 749	10.2	7.4	7.4	15.8	16.4
福		井	7 385	18 346	20 322	25 346	15 483	6.6	6.1	6.8	19.6	18.1
山		梨	20 397	48 481	44 084	22 905	21 909	11.2	14.7	13.3	19.3	22.1
長		野	18 889	28 393	58 746	56 447	32 376	4.9	3.5	7.2	15.4	15.0
岐		阜	25 512	47 474	56 722	54 992	46 986	7.0	6.0	7.2	15.4	18.8
静		岡	52 974	113 063	115 504	115 986	68 520	7.4	7.7	7.9	17.4	17.6
愛		知	94 122	205 832	215 239	215 232	125 459	7.3	7.0	7.3	17.0	14.7
三		重	28 862	48 476	56 080	64 614	37 722	8.4	6.8	7.9	18.6	17.0
滋		賀	8 132	19 343	26 376	37 210	21 432	3.3	3.5	4.7	16.3	13.7
京		都	11 856	29 397	41 161	47 932	32 362	4.6	3.0	4.2	11.0	18.2
大		阪	55 816	164 506	180 094	234 409	126 707	4.0	4.7	5.2	15.7	13.0
兵		庫	35 167	91 407	130 734	100 950	82 228	3.7	4.2	6.0	10.8	13.4
奈		良	10 686	16 688	34 339	26 513	21 270	4.6	3.1	6.5	12.7	14.1
和	歌	山	15 336	31 197	31 358	29 686	19 131	9.6	8.4	8.4	19.1	16.6
鳥		取	18 652	22 095	24 641	24 470	12 228	17.8	10.2	11.4	22.0	21.2
島		根	4 745	9 257	18 000	16 127	12 419	4.8	3.6	7.1	16.2	17.9
岡		山	15 482	46 023	43 215	51 502	41 416	5.6	6.4	6.0	13.8	17.6
広		島	30 587	59 621	64 450	69 990	40 081	6.6	5.4	5.9	14.3	12.1
山		口	9 511	20 680	23 987	34 672	18 767	4.6	4.0	4.6	16.5	13.1
徳		島	5 909	10 318	13 513	17 658	9 490	4.5	3.5	4.6	16.3	12.3
香		川	12 998	26 989	34 144	27 763	22 349	7.5	7.2	9.1	17.4	21.0
愛		媛	14 945	26 961	33 199	25 861	21 697	6.1	5.1	6.3	11.2	13.5
高		知	8 626	19 774	18 268	11 332	10 207	6.4	7.2	6.7	11.3	14.3
福		岡	47 693	75 545	95 856	135 398	73 268	5.9	3.8	4.8	14.3	12.3
佐		賀	8 969	20 348	21 747	28 689	16 127	6.5	6.4	6.9	20.9	16.5
長		崎	22 414	40 589	37 116	37 880	21 568	9.0	7.7	7.1	17.6	13.3
熊		本	25 958	55 396	62 297	61 374	41 879	8.2	8.2	9.2	19.4	19.6
大		分	12 789	33 734	29 842	33 956	22 381	6.3	7.7	6.8	16.4	16.7
宮		崎	7 831	19 057	32 433	32 115	15 973	4.4	4.5	7.7	17.4	13.5
鹿	児	島	19 875	49 289	49 436	63 075	41 932	6.8	7.8	7.8	19.8	20.7
沖		縄	17 108	40 437	37 236	32 266	19 066	7.1	7.0	6.4	12.9	12.1

注:「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。なお、受診率が不詳の市区町村については、算出に用いる「当該年度の対象者数」、「当該年度の受診者数」、「前年度の受診者数」及び「2年連続の受診者数」のいずれかが不詳の場合である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-2）

令和3(2021)年度

	受診者数（人）					受診率（%） ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
指定都市・特別区（再掲）										
東京都区部	108 084	221 175	308 327	275 264	174 952	7.3	5.7	8.0	15.4	16.9
札幌市	7 657	13 431	24 534	73 923	28 880	2.7	1.6	3.0	20.8	12.5
仙台市	15 078	27 720	33 281	29 716	22 907	9.0	6.5	7.7	16.3	20.3
さいたま市	30 547	44 404	42 371	34 147	18 125	12.8	8.3	7.9	14.4	13.4
千葉市	12 813	31 436	29 451	24 492	17 305	8.1	7.9	7.4	15.6	16.7
横浜市	16 943	39 378	60 147	94 559	34 603	2.9	2.5	3.9	15.6	8.5
川崎市	14 457	29 499	28 117	38 785	18 725	7.0	4.8	4.6	15.1	11.8
相模原市	9 021	16 349	16 781	23 307	10 850	6.7	5.5	5.7	15.5	14.1
新潟市	14 265	13 257	24 432	16 532	11 581	11.0	4.2	7.7	13.7	13.4
静岡市	6 738	14 370	17 294	18 086	9 388	5.3	5.2	6.3	16.6	12.9
浜松市	14 073	25 989	24 705	20 824	11 218	9.4	8.2	7.8	13.1	13.5
名古屋市	25 925	55 074	67 325	87 220	44 312	6.2	6.1	7.5	23.8	18.3
京都市	2 241	7 278	9 255	18 852	10 334	...	1.3	1.7	7.5	...
大阪市	10 136	28 846	33 713	53 287	25 224	2.5	2.7	3.1	11.6	8.7
堺市	5 831	14 820	18 730	24 167	13 370	4.8	4.5	5.7	17.3	14.0
神戸市	9 321	14 455	45 349	25 376	21 930	3.7	2.4	7.4	10.5	12.6
岡山市	5 196	18 494	15 631	15 912	11 908	5.6	6.8	5.7	11.0	15.3
広島市	12 291	27 902	26 383	28 579	17 904	6.7	5.9	5.5	13.4	11.8
北九州市	4 841	4 232	9 585	23 254	11 557	3.3	1.2	2.7	13.8	11.3
福岡市	12 694	10 203	21 733	51 674	18 132	5.9	1.7	3.6	17.9	10.1
熊本市	4 502	7 246	12 055	24 749	11 587	3.9	2.5	4.2	20.5	15.0
中核市（再掲）										
旭川市	2 645	4 432	6 602	9 706	6 455	4.5	3.3	4.9	18.6	17.2
函館市	1 342	3 914	3 794	4 826	3 123	2.8	3.7	3.6	12.0	10.5
青森市	3 745	4 344	9 445	4 464	3 829	7.3	3.7	8.0	9.9	12.3
八戸市	4 566	6 179	6 488	7 424	3 755	10.1	6.6	6.9	16.6	15.2
盛岡市	4 267	8 778	5 881	6 926	4 044	6.9	7.6	5.1	11.6	13.4
秋田市	1 789	1 692	6 146	5 621	3 282	2.2	1.3	4.9	11.4	10.0
山形市	5 460	9 975	9 693	3 948	3 645	11.6	10.4	10.1	10.8	14.4
郡山市	8 701	11 975	11 880	8 063	4 879	13.2	9.1	9.0	15.3	13.1
いわき市	4 208	7 997	7 208	5 207	3 771	6.8	6.2	5.5	10.0	10.5
福島市	7 194	11 030	10 995	6 156	5 231	14.0	10.0	10.0	14.2	17.3
水戸市	1 595	5 294	4 897	3 093	2 271	3.9	5.0	4.6	6.1	7.3
宇都宮市	8 914	16 256	16 422	18 066	6 767	9.7	7.7	7.8	17.4	12.1
前橋市	12 162	18 325	18 060	16 970	12 486	18.3	13.9	13.7	22.8	24.2
高崎市	2 871	9 054	8 813	13 144	5 752	4.6	6.1	6.0	16.3	14.0
川越市	2 691	1 016	7 635	3 892	4 163	4.3	0.7	5.4	6.8	10.8
越谷市	3 869	5 743	6 816	9 711	5 045	6.4	4.1	4.9	12.9	12.0
川口市	4 040	13 340	16 178	24 290	8 778	4.9	5.4	6.6	19.3	14.2
船橋市	3 416	25 345	24 436	21 265	13 890	4.1	9.8	9.5	21.0	21.9
柏市	2 009	5 339	6 583	9 933	10 473	4.1	3.1	3.9	13.1	20.3
八王子市	4 789	12 357	19 208	14 229	8 879	6.5	5.5	8.5	14.4	16.0
横須賀市	-	8 307	7 397	12 304	3 764	-	5.3	4.7	16.7	8.7
富山市	4 636	9 263	8 853	6 046	4 874	7.0	5.7	5.4	9.0	10.4
金沢市	9 958	13 912	11 726	8 733	7 462	12.0	7.8	6.6	11.2	14.7
福井市	1 856	5 307	6 043	9 864	5 597	5.4	5.2	5.9	22.0	20.6
甲府市	3 422	7 421	6 418	3 303	4 049	9.1	10.0	8.7	12.6	15.7

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。なお、受診率が不詳の市区町村については、算出に用いる「当該年度の対象者数」、「当該年度の受診者数」、「前年度の受診者数」及び「2年連続の受診者数」のいずれかが不詳の場合である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-3）

令和3(2021)年度

	受診者数（人）					受診率（%） ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん	乳がん
長野市	1 254	2 696	5 811	8 691	2 500	2.1	1.8	3.9	11.6	6.6
松本市	1 139	4 745	6 199	8 467	4 087	2.8	5.1	6.6	18.0	17.2
岐阜市	1 976	3 437	5 156	10 669	5 379	2.5	2.1	3.2	15.9	11.5
豊橋市	2 784	9 871	9 397	7 653	4 435	5.6	6.6	6.3	13.9	10.7
豊田市	6 167	6 721	10 282	6 226	3 533	8.9	4.1	6.3	9.5	8.3
岡崎市	7 152	12 018	14 581	7 017	5 424	9.8	7.9	9.5	11.5	13.3
一宮市	4 737	17 071	11 788	10 783	4 609	6.9	11.1	7.7	13.5	11.7
大津市	627	6 779	6 743	11 604	3 534	1.1	4.8	4.8	21.7	9.9
高槻市	3 105	14 567	11 301	13 307	6 160	6.6	10.6	8.2	24.3	16.2
東大阪市	5 057	10 108	10 520	11 653	7 197	6.2	5.2	5.4	15.3	14.2
豊中市	2 163	4 130	8 040	13 798	4 594	3.8	2.5	5.0	18.6	10.0
枚方市	2 127	9 192	10 674	13 061	5 702	3.2	5.7	6.6	17.3	12.2
八尾市	2 695	5 790	6 899	8 524	5 369	5.3	5.6	6.6	20.5	17.2
寝屋川市	1 624	3 559	3 685	4 690	3 370	4.3	3.9	4.0	13.5	15.1
吹田市	1 605	8 141	9 006	10 332	7 030	3.1	5.5	6.0	16.8	17.3
姫路市	2 586	4 427	5 898	12 233	12 055	2.9	2.1	2.8	14.3	21.1
西宮市	2 206	3 516	5 170	5 646	5 405	2.5	1.8	2.6	6.8	10.2
尼崎市	1 368	4 654	6 913	4 451	4 462	2.1	2.5	3.8	5.9	9.0
明石市	-	3 356	5 370	5 131	3 227	-	2.8	4.5	9.5	10.1
奈良市	1 921	1 311	11 932	8 883	6 101	3.8	0.9	8.4	16.4	15.7
和歌山市	1 590	4 327	4 117	7 839	4 722	3.1	3.0	2.9	13.9	11.5
鳥取市	6 405	8 011	8 648	8 411	4 145	18.6	10.9	11.8	22.3	20.2
松江市	2 022	2 881	4 915	6 176	3 677	8.2	3.7	6.4	19.3	16.2
倉敷市	3 858	10 905	11 196	17 917	14 663	6.1	6.0	6.2	18.7	22.9
福山市	3 754	8 161	9 845	9 221	3 589	4.9	4.5	5.5	10.3	7.7
呉市	1 005	2 477	2 899	8 177	3 076	2.9	3.0	3.5	21.7	11.3
下関市	711	1 468	2 841	8 780	2 749	2.1	1.5	2.9	19.2	10.1
高松市	3 573	7 407	12 613	11 971	9 006	5.2	4.4	7.5	18.7	21.1
松山市	4 292	9 853	9 857	10 291	6 390	4.8	4.8	4.8	12.4	11.4
高知市	2 519	4 173	6 508	4 982	4 898	4.3	3.2	5.0	10.0	14.1
久留米市	1 795	9 516	8 635	13 309	5 282	4.6	8.1	7.3	20.0	14.3
長崎市	4 341	7 018	5 501	9 590	4 131	5.1	4.3	3.3	15.0	8.7
佐世保市	5 281	7 441	6 962	8 832	4 540	11.9	8.1	7.5	20.7	13.6
大分市	3 296	10 819	9 500	11 898	8 593	3.8	5.7	5.0	13.9	15.1
宮崎市	2 361	8 386	10 931	16 531	4 805	4.0	5.2	6.8	21.7	11.5
鹿児島市	3 751	10 072	9 947	21 809	10 567	4.0	4.2	4.1	18.2	14.8
那覇市	3 780	7 334	8 182	5 158	2 575	6.8	5.7	6.4	10.1	7.5
その他政令市（再掲）										
小樽市	400	475	1 147	1 601	1 154	1.8	1.0	2.5	9.5	8.5
町田市	-	-	8 857	8 553	7 199	-	-	5.0	12.7	15.6
藤沢市	4 458	14 047	13 077	9 441	8 222	6.8	7.7	7.2	15.7	16.9
茅ヶ崎市	2 394	7 557	7 351	3 449	2 481	5.6	7.4	7.2	9.1	9.4
四日市市	5 747	6 501	8 337	10 464	6 009	7.3	5.3	6.8	17.4	17.5

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。なお、受診率が不詳の市区町村については、算出に用いる「当該年度の対象者数」、「当該年度の受診者数」、「前年度の受診者数」及び「2年連続の受診者数」のいずれかが不詳の場合である。

IV 用語の解説

地域保健編

「妊婦」

妊娠中の女性をいう。

「産婦」

分娩後1年以内の女性をいう。

「乳児」

満1歳未満の者をいう。

「幼児」

満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

「新生児」

生後28日未満の乳児をいう。

「未熟児」

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

「デイ・ケア」

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

「ひきこもり」

本報告では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われ、第2期は、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「不活化ポリオワクチン（IPV）」

初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）」

第1期の初回接種は、生後3月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「日本脳炎ワクチン」

第1期の初回接種は、3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に、4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

第2期は、9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

平成17年5月30日から平成22年3月31日までの積極的な勧奨の差し控えにより第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者については特例対象者として予防接種が行われている。

令和3年度に18歳となる者（平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者）については、第2期の接種が十分に行われていないことから、令和3年度に積極的な勧奨が行われた。

「ヒブワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者について、初回接種は27日以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月までの間隔をおいて1回行われる。

「小児用肺炎球菌ワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者について、生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行われる。

「ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン」（女性のみ対象）

（令和2年度報告より「子宮頸がん予防ワクチン」から名称変更した。）

組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔をおいて2回行った後、1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行われる。

組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2月の間隔をおいて2回行った後、1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行われる。

平成25年6月から積極的な勧奨が一時的に差し控えられていたが、令和3年11月に積極的な勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当とされ、基本的に令和4年4月から個別の勧奨を順次行うこととなった。なお、令和2年10月から接種対象者等へのHPVワクチンに関する情報提供資料の個別送付が開始された。

「水痘ワクチン」

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者に対し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を1回目の接種の標準的な接種期間として、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて2回行われる。

「B型肝炎ワクチン」

生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27日以上の間隔をおいて2回、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回行われる。

「ロタウイルスワクチン」

経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は27日以上の間隔をおいて2回、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は27日以上の間隔をおいて3回、初回接種については、生後2月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間として行われる。

なお、令和2年10月から定期接種化された。

「麻しん・風しんワクチン」

第1期は、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し1回、第2期は5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の1年間にいる者）に対して1回行われる。

「BCGワクチン」

生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「インフルエンザワクチン」

65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者に1回行われる。60歳以上65歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

「成人用肺炎球菌ワクチン」

65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者に1回行われる。60歳以上65歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

なお、令和6年3月31日までの間は、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者も定期接種の対象となる。また、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、平成31年3月31日において100歳以上の者も定期接種の対象となる。

健康増進編

平成20年度の老人保健法の改正により、これまで市区町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業は、市区町村が健康増進法に基づき実施することとなった。

健康増進事業の対象者は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く。）をいう。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成18年4月1日施行）により、65歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「訪問指導」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」は、地域支援事業で実施のため、平成18年度より対象者を変更した。

「健康診査」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上74歳以下の特定健康診査非対象者及び75歳以上の生活保護世帯に属する者等を対象として行う生活習慣病予防に着目した健康診査をいう。

「歯周疾患検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象として行う問診及び歯周組織検査をいう。

「骨粗鬆症検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象として行う問診及び骨量測定をいう。

「健康教育」

健康教育は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

「健康相談」

健康相談は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

「重点健康相談」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、重点課題とされる「高血圧」、「脂質異常症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗鬆症」、「女性の健康」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う、健康に関する指導及び助言をいう。

「総合健康相談」

対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談をいう。

「訪問指導」

訪問指導は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

「がん検診」

がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添)」(以下、「指針」という。)に基づき実施されている。

平成 28 年 2 月に「指針」の改正が行われ、胃がん検診及び乳がん検診について、検診方法、受診対象、受診間隔等に変更があった。

健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定にあたっては、「がん対策推進基本計画」(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)及び「指針」に基づき、40～69 歳(胃がん検診は平成 28 年度以降 50 歳～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳)を対象として算出している。

・胃がん検診

受診対象 50 歳以上の男女

(ただし、胃部エックス線検査は 40 歳以上の者を対象としても差し支えない。)

受診間隔 平成 28 年度以降 2 年に 1 度

(ただし、胃部エックス線検査は年 1 回実施しても差し支えない。)

問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「50 歳以上 69 歳までの胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査受診者」

・肺がん検診

受診対象 40 歳以上の男女(喀痰細胞診は 50 歳以上)

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 20 年度以降 「胸部エックス線検査受診者」

・大腸がん検診

受診対象 40 歳以上の男女

問診及び便潜血検査

・子宮頸がん検診(平成 24 年度までは「子宮がん検診」として報告されている。)

受診対象 平成 16 年度以降 20 歳以上の女

受診間隔 平成 16 年度以降 2 年に 1 度

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 17 年度以降 「頸部細胞診受診者」

・乳がん検診

受診対象 平成 16 年度以降 40 歳以上の女

受診間隔 平成 16 年度以降 2 年に 1 度

問診及び乳房エックス線検査(マンモグラフィ)

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「マンモグラフィ受診者」

「がん検診受診率」 (令和 3 年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

- ・肺がん及び大腸がん

$$\text{受診率} = (\text{受診者数} / \text{対象者数}) \times 100$$

- ・胃がん、子宮頸がん及び乳がん (平成 18 年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成 17 年度から受診率の算出方法を変更している。)

$$\text{受診率} = (\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数} - 2 \text{年連続の受診者数}) / (\text{当該年度の対象者数}) \times 100$$

「精密検査受診率」 (令和 2 年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

$$\text{精密検査受診率} = (\text{要精密検査者数} - \text{精密検査未受診者数} - \text{精密検査未把握者数}) / \text{要精密検査者数} \times 100$$

「精密検査未受診率」 (令和 2 年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

$$\text{精密検査未受診率} = \text{精密検査未受診者数} / \text{要精密検査者数} \times 100$$

「精密検査未把握率」 (令和 2 年度)

※40～69 歳 (胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳) を対象として算定

$$\text{精密検査未把握率} = \text{精密検査未把握者数} / \text{要精密検査者数} \times 100$$

「肝炎ウイルス検診」

肝炎ウイルス検診は、当該市区町村の区域内に居住地を有する当該年度に満 40 歳となる者及び満 41 歳以上となる者であって、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない希望者を対象とした B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査をいう。